

豊橋市立岩西小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、該当児童が在籍する学校に在籍している等、該当児童と一定の人間関係(※1)にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響(※2)を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等の該当児童がかかわっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ち、悩みを親身になって受け止め、あくまでいじめられている児童の認識によることに留意する。

ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れしたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにする。

《いじめの様態の例》

- ・ 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定>より

2 いじめの理解

(1) いじめはどの集団にもどの児童にも起こり得る問題である

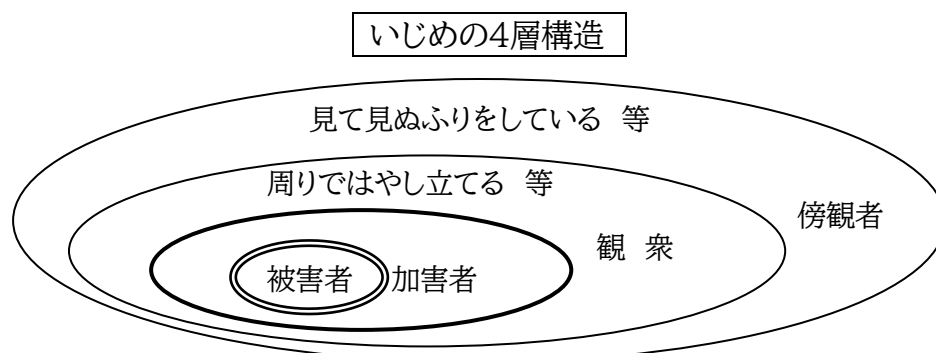
友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へ変わったり、多くの児童が入れ替わりながらいじめを繰り返したりする。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。

(2) いじめの4層構造や、児童の人間関係を踏まえた指導が必要である

日頃から、学級等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを防止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうか、ポイントになる。学級担任が信頼される存在として児童の前に立つこと

によって初めて、児童の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能になる。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを道徳科や学級活動等において行うことが重要である。



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在

※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

(3) 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人が見えにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処することが大切である。

(4) 特別な教育的配慮が必要な児童の背景を理解して指導にあたる

発達障害のある児童やその疑いのある児童、特別支援学級に在籍している児童、または外国人児童等がいじめを受けたりする場合がある。これらの児童は、その特性から自分の気持ちをうまく伝えることや相手の気持ちを理解することを苦手とする場合があるために、周囲から理解されずに孤立し、いじめと認定されにくいことがある。また、家庭の状況等からいじめにつながる場合も想定していなければならない。こうした教育的配慮が必要な児童の背景を十分理解した上で適切に対処する必要がある。

(5) 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる

性的指向※1や性自認※2で悩みを抱える児童にとって、教職員の存在が安心できる身近な大人となるように努めることは必要不可欠である。当事者は自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童が性的指向や性自認にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備え、性別に関わる冗談を言ったり、からかったりしてはいけない。そして、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときには、その言動を差別として認識し、迅速に指導する必要がある。

※1 どの性別を好きになるかならないか

※2 自分のせい別をどのようにとらえているか

3 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念を定める。

いじめをしない・させない・見逃さない

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないよう早期発見に努めるとともに、学校全体で組織的かつ迅速に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりをすすめる。また、児童・保護者との相談体制の強化に努め、家庭と学校が連携して指導に当たるようにする。

(2) 施策の基本方向

いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童を対象にしたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。そのため、児童はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠である。

① 児童の居場所づくりと絆づくり

学校では、いじめを生まない風土をつくるため、児童が自己存在感をもって安心して過ごすことのできる「居場所づくり」を進める。そして、授業や学校行事の中で、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感をベースとして、互いを認め合う人間関係を築けるような場面を作ることで児童同士の「絆づくり」を進める。

② 「いじめを許さない」という意識の徹底

「いじめを許さない」という意識を児童の中に浸透させ、いじめの構造における「観衆」「傍観者」が「仲裁者」「相談者」となり、自分たちの集団にあるいじめを自分たちの手で解消していこうとする自浄力を高める。

③ いじめを助長させない大人の意識

教職員をはじめとする大人は、自身の言動が児童の心に大きな影響を及ぼすことがあることを常に意識して行動する。大勢の前で、特定の児童にとって負のイメージとなる言動をしたり、冷やかしたりすることが、児童のいじめを助長する場合があることを自覚する。

④ いじめ問題に対する地域連携

いじめ防止基本方針について周知し、いじめ問題に対する取り組みの重要性について地域全体の意識を高める。そして、市、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止の啓発活動を進める。

いじめの早期発見

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対処の第一歩となる。そのため、児童のわずかな変化や兆候であっても事実を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がける。

① 児童のわずかな異変に気づく敏感な感性

児童は、「報復される」「保護者に心配をかけたくない」などの理由でいじめられた事実を話さないばかりか、ときには事実を否定することもある。すべての教職員が何気ない児童の言動からわずかな異変に気づく感性を磨くとともに、児童のどのような話も真剣に受け止め対応する。

② 相談しやすい雰囲気づくり

いじめに気づいたまわりの児童が「観衆」「傍観者」になることは、いじめを助長し、いじめに加担しているのと同じであるとの認識をもたせる。そして、集団のいじめをなくし、いじめられている児童を守るための「仲裁者」となり、担任、養護教諭、スクールカウンセラーなどの教職員や保護者に安心して相談できる雰囲気づくりに努める。

③ 組織で対応する教職員集団づくり

いじめや児童のわずかな異変に気づいた教職員が一人で抱え込まず、早い段階から情報を共有し、互いに支え合える協働的な指導体制を整え、児童の様子について気軽に話題にできる風通しのよい教職員集団づくりに努める。

いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめを行った児童に対して適切に指導します。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

① 迅速で慎重な事実確認

児童のいじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている児童の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応する。いじめに対する関係児童の認識には「ずれ」があることを理解した上で、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行う。

② 児童の安全確保

いじめられている児童といじめの行為を相談してきた児童の安全を最優先することを心がけて対応する。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行う。

いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側にも十分配慮して対応する。

③ 組織的な対応

いじめに関わった児童からの聞き取りは「いじめ防止対策組織」で分担するなど組織的な対応を行う。普段から、教職員一人ひとりが、いじめを把握した場合の対処について共通理解しておくとともに、小委員会を学校に設けるなどして、組織的かつ迅速的な対応を可能とする対策を整備する。

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童・お保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導プロセス

や結果について報告する。

⑤ 警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければならない。また、保護者に対して、このことをあらかじめ周知しておくことも必要である。

警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底しなければならない。

4 いじめ防止対策組織

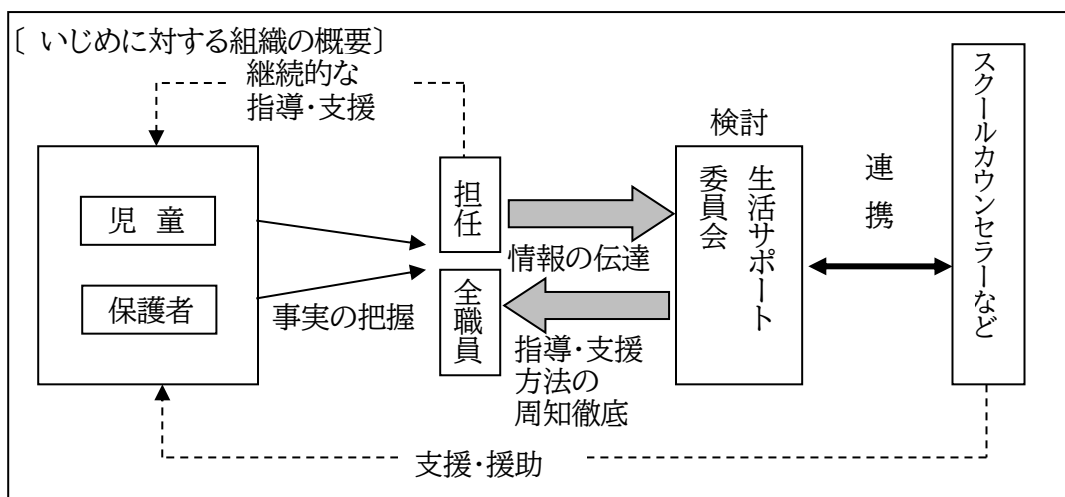
この組織としては、「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 生活サポート委員会の構成メンバー

校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、生徒指導主任、養護教諭
学年主任、道徳教育推進教師、当該児童担任
※必要に応じて、スクールカウンセラー、教育相談員等、外部組織や専門家と連携

(2) 生活サポート委員会の役割

- ① 「豊橋市立岩西小学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認
・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
・毎月の「生活サポート全体会」において、気になる児童や支援の必要な児童について情報交換を行ったり、対応を話し合ったりすることで、全職員で共通理解を図り、歩調を合わせた指導・対応に心がける。必要に応じて、臨時に関係職員での「生活サポート委員会」を開き、対応について話し合う。
・「生活アンケート」や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
・学校だよりや学級だより、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を随時発信する。
- ④ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)
・いじめがあった場合、あるいは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
・事案への対応については、「生活サポート委員会」を中心に、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。



5 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

- ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる、「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。
- ・ 「わかる授業」づくりに努め、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ・ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い思いやりの心を育成する。
- ・ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ・ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- ・ 性的指向や性自認で悩みを抱える児童は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、学校においては、日頃から児童が相談しやすい環境を整える。

(2) いじめの早期発見

- ・ 児童の心身の状況や変化を適切につかむ健康観察を行う。また、児童との日常の交流を大切に、日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童や保護者との信頼関係を築く。
- ・ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の児童を見守り、情報を共有する。そのため、学校内での日頃の情報共有を大切に、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ・ 「生活アンケート」及び「教育相談」(年11回)を実施し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとするこゝで児童の実態把握に努める。
- ・ 定期的な面接だけでなく、教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- ・ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめな

ど、見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような大切を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

- ・ 校内相談室(フレンドルーム)を活用したり、子ども人権SOSミニレターを活用したりして、児童生徒が相談しやすい環境を整える。
- ・ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ・ いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「生活サポート委員会」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童の支援と、いじめを行った児童の指導を分担し、継続される支援・指導が、担任など特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

| いじめを受けた児童への支援 | いじめを行った児童への指導 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。 ・ 児童の意向を汲みながら、学校生活の具体的プラン(登下校の方法等)を立てる。 ・ 心のケアや登下校・休み時間の見守り等、安全で安心できる環境づくりに努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事態の深刻さを認識させ、いかなる事態があっても、いじめは絶対に許さないことを伝える。 ・ 安易な謝罪ですませず、相手の心の痛みを理解させ、誠意をもって心から謝罪できるように指導する。 ・ いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた教育活動や指導を継続的に行い、自らの生き方をじっくり考えさせる。 |

- ・ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確保するための取り組みを徹底する。
- ・ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一步を踏み出す勇気もてるようにする。
- ・ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

「いじめによる重大事態」とは、「いじめにより学校に在籍する児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいい、以下のような場合が考えられる。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 重大事態への対応

- ・学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- ・学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・学校は、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめを受けた児童及びいじめを行った児童に対し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。
- ・学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(3) 重大事態の調査

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。

① いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から情報を十分に聞きとるとともに、必要に応じて在籍児童や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行う。一方、いじめを行った児童にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定する。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童の保護者の要望・意見を十分に聞きとるとともに、今後の調査について迅速に保護者と協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにする。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者への対応

① いじめを受けた児童への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、該当児童の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支

援する。

- ・ 登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強くていねいに傾聴する。
- ・ いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、該当児童の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 安心して生活できる場や時間など、学習・生活環境を確保する。
- ・ 不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行う。

② いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子の重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱えていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、該当児童の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

- ・ 学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・ いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討する。
- ・ 当該児童の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧める。
- ・ 保護者自身が不安を抱えている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図る。

(5) いじめを行った児童及びその保護者への対応

① いじめを行った児童への指導

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であったことを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談を受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

② いじめを行った児童の保護者への対応

当該児童の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。その後、児童への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

(6) いじめによる重大事態への対処に関するフローチャート図

